

## 議案第157号

### 指定管理者の指定について (大津市リサイクルセンター木戸)

令和7年12月11日  
環境部廃棄物減量推進課

# 施設の概況

施設の名称 大津市リサイクルセンター木戸

所在地 大津市木戸29番地の3

開所年月 平成25年4月

建築構造 鉄筋コンクリート造 2階建て

敷地面積 2,316m<sup>2</sup>

延床面積 775m<sup>2</sup>



大津市リサイクルセンター木戸は、資源の有効利用と廃棄物の減量の促進、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、平成25年4月に開所しました。

令和5年8月1日からは、指定管理者制度を導入し、大津環境テクノロジー(株)が指定管理者として管理運営しています（指定期間：令和8年3月まで）。

主な事業は、3R教室、リユースコーナー、貸室であり、年間約2000人程度が利用しています。

# 選定委員会の開催経過

時 期	内 容						
7月 2日(水)	第1回環境部指定管理者選定委員会 (申請要項・仕様書・ <b>選定方式 [非公募]</b> ・評価項目等の審議)						
7月25日(金)	大津環境テクノロジー(株)に指名通知						
8月18日(月)	<p>指定管理者指定申請書を受理</p> <table border="1"> <tr> <td>団体名等</td><td>大津環境テクノロジー株式会社 取締役社長 迫田 康隆 大津市膳所上別保町785番地の1</td></tr> <tr> <td>事業計画 (要旨)</td><td>管理の基本方針、安全管理・リスク管理・緊急時の対応、サービス向上策、利用促進、経費の縮減等</td></tr> <tr> <td>指定管理料 見積額</td><td>47,865千円（3年分）</td></tr> </table>	団体名等	大津環境テクノロジー株式会社 取締役社長 迫田 康隆 大津市膳所上別保町785番地の1	事業計画 (要旨)	管理の基本方針、安全管理・リスク管理・緊急時の対応、サービス向上策、利用促進、経費の縮減等	指定管理料 見積額	47,865千円（3年分）
団体名等	大津環境テクノロジー株式会社 取締役社長 迫田 康隆 大津市膳所上別保町785番地の1						
事業計画 (要旨)	管理の基本方針、安全管理・リスク管理・緊急時の対応、サービス向上策、利用促進、経費の縮減等						
指定管理料 見積額	47,865千円（3年分）						
9月 9日(火)	第2回環境部指定管理者選定委員会 (ヒアリング実施、審査、採点結果の報告及び候補者の決定)						

# 第1回選定委員会において 非公募で指名した理由



大津環境テクノロジー株式会社は、本市における資源の有効利用と廃棄物減量の促進に係る啓発事業を、南部地域にあっては、ごみ処理施設の管理運営業務に係る本市との契約に基づき、環境美化センターを拠点に実施し、また、北部地域にあっては、リサイクルセンター木戸の指定管理者として実施している。

同社は、同業務を通じて市内のごみ処理の現状に精通しているとともに、同業務の期間が今後10数年と長期間に及ぶことから、本市域内のごみ処理の実情や長期的な観点から市内のごみ処理の課題等を踏まえた啓発事業を実施することが期待できるため、効率的かつ効果的に施設設置目的を達成し、その機能を最大限に發揮するためには、同社に管理を担わせることが適当である。

これらの理由により、効率的な運営及び効果的な啓発事業の実施を図ることが期待できるため、同社をリサイクルセンター木戸の管理を行わせようとする法人等として指名する。

# 事業計画（概要版）

## ～管理の基本方針～



市民の「3R意識の高揚が推進されること」、「利用の満足度が向上すること」を目指すとともに、大津環境テクノロジーが運営を担うごみ処理施設2施設での最新の廃棄物処理状況を踏まえ、効果的に大津市環境美化センターの啓発施設とも連携、連動しながら、市内全域的にごみ減量と3R意識の底上げを図る。

さらに、再生可能な資源である木材利用に関する啓発として、令和8年度から木工芸教室等の事業計画を追加する。

# 事業計画（概要版） ～危機管理体制～



## 1 日常時の安全管理について

- ① 施設内美化の保持と共に、基本的な感染症対策を実施し、感染予防を徹底する。
- ② 施設及び設備の維持管理業務を委託する業者と緊密に連携し、常に安全管理に気を配る。
- ③ 施設の維持管理、保全にあっては、関係法令等を遵守し、適切に実施する。
- ④ 職員間で連携し、異常発生時には即時対応できる体制を整える。

## 2 リスク管理について

- ① 消防計画に基づき年1回以上避難訓練を実施し、災害発生時に備えていく。
- ② 緊急時対応マニュアルを作成し、マニュアルに従い、災害発生時に全職員が適切に対応する。
- ③ 館内の危険箇所を可視化して、日常的に点検等を実施するとともに、不備箇所は速やかに修繕等の対応策を行う。

# 事業計画（概要版） ～危機管理体制～



## 3 緊急時の体制について

- ① 緊急時対応マニュアルを作成し、マニュアルに従い、災害発生時に全職員が適切に対応する。
- ② 大津市及び近隣市町において大規模災害等が発生した場合は、避難者の受け入れ等、大津市の指示に基づき必要な体制等を構築する。

## 4 文書の管理・保管について

- ① 文書は会計年度別に編纂の上、指定管理期間中適切に管理・保管する。
- ② 重要文書については、非常時に直ちに持ち出せるように準備をする。

## 5 個人情報保護について

- ① 個人情報保護法及び大津市個人情報保護法施行条例に基づき、適正な管理体制を構築する。

## 6 情報公開の推進について

- ① 文書公開の申出を受けた場合は、大津市情報公開条例に準拠し、適切に対応する。

# 事業計画（概要版）

## ～施設管理実績・人員配置・研修～



### 施設管理実績

施設名・所在地	主な業務内容	期間
大津市リサイクルセンター木戸	3R啓発施設の管理運営	令和5年8月1日 ～令和8年3月31日
大津市環境美化センター	ごみ処理中間処理施設の管理運営	令和2年4月1日～ 令和23年3月31日
大津市北部クリーンセンター	"	令和4年4月1日～ 令和24年3月31日

### 人員配置

【所長】1名 (非常勤)  
【事務員】2名 (常勤) 計3名

### 研修計画

北部クリーンセンターで開催する接遇教育、もしくはWeb会議形式の接遇教育にて研修を行う

# 事業計画（概要版）

## ～施設運営～



### 1 サービス向上策について

利用者へのヒアリング等により、より利用しやすくなるよう、サービス向上、内容の充実に努めていく。

### 2 利用促進の方策について

ごみ処理施設2施設の見学者に3R教室の案内をすることや、貸し会議室の周知を行うため、チラシ等を作成する。また、3R教室で委託する講師に、各自の活動等において周知を依頼する。

### 3 利用者の声の反映について

利用者にヒアリング等を行い、市民がより利用しやすくなるよう、可能な範囲で改善していく。

# 事業計画（概要版）

## ～指定管理料～



(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
指定管理料	15,955	15,955	15,955	47,865

### 経費の縮減策について

ごみ処理施設での接遇教育の活用や、ごみ処理施設の運営に伴うスケールメリットを活用する等、指定管理料の範囲での適正な運営に努める。

また、新しく実施する木工芸事業については、原則として大津市環境美化センターの受託業務の啓発業務として実施する。材料費等が発生する場合は3R啓発業務と同様に参加者から実費程度徴収する。指定管理料からの充当は、一部の備品購入および消耗品等に限定した使途を見込んでいる。

# 選定基準

	個人配点	5人満点	最低水準点	(イ) サービスの向上及び社会貢献	20	100	60
<b>(ア) 安定的な運営</b>	80	400	240	a サービスの向上策について 新規サービスの提供又は既存サービスの手法改善によって、サービスの質が向上できる。	5	25	—
a 管理の基本方針 施設の設置条例及び募集要項との整合性が保たれている。また、環境美化センター啓発施設における3R事業及び森林保全、林業振興事業と連携し、循環型社会の形成の推進が期待できる。	30	150	—	b 利用促進の方策について 新規手法の導入又は既存の手法の改善によって、利用率が向上できる。	5	25	—
b 日常時の安全管理について 日常時における安全管理が徹底されており、利用者が安心して利用できる。	5	25	—	c 利用者の声の反映について 利用者の声を反映するシステムがあり、迅速かつ的確な対応により、利用者満足度が向上できる。	5	25	—
c リスクの管理について 事前に想定されるリスクを把握し、そのリスクに備えた安定した管理ができる。新規事業の木材加工における参加者の安全確保ができる。	5	25	—	d 社会貢献への取組について 社会貢献への取組（地域貢献活動、女性の活躍推進、障害者に対する合理的配慮、ユニークデザイン等）を行える。	5	25	—
d 緊急時の体制について 緊急時の体制が明確であり、危機管理意識が高い。	5	25	—	<b>(ウ) 経費の縮減</b>	20	100	60
e 文書の管理・保管について 文書の管理・保管が適正になされている。	5	25	—	a 委託料について サービスの質の確保を前提として、基準費用額の範囲において、適正に管理運営できる。	20	100	—
f 個人情報の保護について 個人情報の保護が徹底されており、利用者が安心して利用できる。	5	25	—	<b>合計</b>	120	600	360
g 情報公開の推進について 情報公開を適正に行える。	5	25	—				
h 前指定期間における管理運営実績について 経験と実績を備えており、安定した管理ができる。	5	25	—				
i 人員配置について 人材配置が的確で責任の所在が明確であり、安定した管理ができる。	5	25	—				
j 職員の資質の向上について 職員の資質の向上が図られており、質の高いサービスを提供できる。	5	25	—				
k 財務状況について 指定期間が複数年にわたることから、申請者の財務状況が良好であることが必要である。	5	25	—				

# 選定結果

	合 計
配 点	120点／人
満 点	600点 ※審査員5人
(最低水準点)	60% (360点)
得 点	434点
審査（評価）の視点・重みづけ	安定的な運営（管理の基本方針、リスク管理、緊急時の体制、人員配置ほか）、サービス向上及び社会貢献、経費の縮減の3分野にわたり評価。特に「管理の基本方針」に重点（80点／120点）。

## ■ 選定理由

施設の設置目的及び管理運営に関する基本的な考え方を十分に理解しており、本市のごみ処理施設管理運営の経験と実績を活かし、効果的な事業の運営が期待できる